

平成24年度事業計画書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(財) 共用品推進機構

平成24年度事業計画書
(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

公益目的事業

【事業の趣旨】

共用品・共用サービス（高齢者・障害のある人々等日常生活に不便さのある者に対しても利用しやすいよう配慮された製品及びサービスをいう。以下同じ。）の調査研究を行うとともに、共用品・共用サービスの標準化の推進及び普及啓発を図ることにより、製品及びサービスの利便性を向上させ、高齢者・障害のある人々を含めた全ての人たちが暮らしやすい社会基盤づくりの支援を行うことを目的とする。

【事業の内容】¹

1. 共用品・共用サービスに関する調査研究

より多くの人々が、暮らしやすい社会となるために必要な事項を、ニーズ把握、製品・サービスに関する配慮・考慮点の基準及び普及に関しての調査・研究を行う。

(1) 障害児・者／高齢者等のニーズ把握システムの構築

製品・サービス・システム等に対して、障害児・者、高齢者のニーズを把握、確認するためのアンケート調査、ヒヤリング、モニタリング調査等を、システム化し、製品・サービス・システム供給者と、需要者が連携できる仕組みを構築する。（24年度～26年度）

1) 障害児・者／高齢者等の日常生活環境における不便さ等の実態把握システムの構築

平成24年度は、障害種にかかわらず、共通の質問用紙の作成（既存のアンケート調査項目の分析）を行い、現在までに実施していない障害等に関して2～3の関連団体と連携し実施する。

また事業として、平成24年度は、平成23年度に行った「災害時における不便さ調査」の結果を、該当業界に報告しながら配慮点の考察と共に、標準化のテーマの抽出を行う。（自主・補助）

2) 共創システム及びモニタリング調査システムの構築

平成24年度は、平成23年度までに行ってきた共用品（アクセシブルデザイン）モニタリングの試行を元に、障害当事者団体等と連携し、関係業界、関係機関（業界団体、企業、公的機関等）が共用品・共用サービス・共用システムに関するモニタリング調査を簡易に実施するための支援システムに関し恒常化するための検討を行う。製品等の自己評価制度に関しても合わせて検討する。また、システムを恒常化するために、23年度まで実施しているモニタリングの試行は継続して行う。（受・自）

(2) 共用品・共用サービスに関する配慮基準体系の構築

障害児・者、高齢者等の製品・サービス・システムに関する実態調査並びにニーズ調査で明らかになった事項に関して、製品種、サービス種、システム種それぞれの分野において、共通した配慮点の共通項目を整理し、標準化すべき事項の抽出、標準化の体系図の作成、市場規模対象品の確定等の元とする。

¹自主事業は（自）、受託事業は（受）、補助事業は（補）と記載する。

1) 共用品共通基準の作成

平成24年度は、平成23年度までに作成した高齢者・障害者配慮設計指針の日本工業規格（JIS）、ISO/IECガイド71の改定、関係業界の高齢者・障害者配慮基準等を元に、共用品共通基準（素案）を関係機関と共に協議し作成する。また、その際に共用品・共用サービスに添付するマークに関する検討も合わせて行う。（自主・受託）

(3) 共用品・共用サービス普及方法の構築

開発・販売・市場化された共用品・共用サービス・共用システムを、広く普及させるための5W1Hの検討を行い、有効且つ効率的な方法を構築するための検討を、データベース、展示会、講座、市場規模調査、国際連携等、23年度までに実践してきた事項を元に行う。

1) データベースのあり方に関する検討

平成24年度は、平成23年度までに実施してきた共用品・共用サービスのデータベースの分析を行い、マーク表示等も視野におきながら、関係団体（ADC、JDF等）、関係機関と検討を行いながら再構築する。（自）

2) 共用品の展示（会）のあり方に関する検討

平成24年度は、平成23年度までに実施してきた共用品・共用サービスの展示会の分析を行い、関係団体、関係機関と検討を行いながら有効かつ効果的な共用品に関する展示に関して検討を行う。

また、22年度に作成した「高齢者・障害者配慮の展示会ガイド」を普及させるために、展示会主催者と連携し実践を行うと共に、機構事務局の展示室を更に有効活用する。

また、展示会の発展として企業等の工場見学における高齢者・障害者配慮に関するニーズを確認する。（自）

3) 共用品・共用サービスに関する講座のあり方に関する検討

平成24年度は、平成23年度までに実施してきた共用品・共用サービスに関する講座に関して対象ごとに整理し、伝える事項（コンテンツ）、視覚的ツール（共用品のサンプル、PPT等）、配布資料等に関し、共用品・共用サービスを普及するために有効な講座になるための方針、ツールが何であるかを確認する。（自）

4) 共用品市場高度化調査

平成24年度は、平成23年度に実施した共用品市場規模調査及び手法に関する分析を行い、調査対象の範囲並びに、今後共用品を普及するために必要な事項の課題抽出を行いながら、平成23年度の共用品市場規模調査を行う。

5) 他国において共用品推進機構等類似の機関が発足するための研究調査

平成24年度は、国際的に共用品・共用サービスを普及させるために、共用品・共用サービスの推進に関心のある国に、どのような情報、資料をその国での共用品推進機構の発足に向けた協力を行う。（自）

2. 共用品・共用サービスに関する標準化の推進

高齢者・障害者配慮設計指針（アクセシブルデザイン）の日本工業規格（JIS）原案の作成及び国際規格の作成を行う。また、国内外の高齢者・障害者配慮設計指針の規格に繋がるための

調査・研究を行う。

(1) 規格作成及び調査・研究

1) 高齢者・障害者配慮設計指針（アクセシブルデザイン）JIS原案作成及び調査・研究

平成24年度は、アクセシブルデザインの共通基盤規格、デザイン要素規格のJIS原案作成における全体像の作成を行うとともに、アクセシブルデザインにおける「展示棚の高さ・奥行き等」、「報知光」、「コミュニケーション支援ボード」等の原案作成並びに改定作業を行う。
(受)

2) 高齢者・障害者配慮設計指針（アクセシブルデザイン）国際規格の作成及び調査・研究

平成24年度は、平成23年度までに行ってきた国際標準化機構（ISO）内のTC173（障害のある人が使用する機器）SC7（アクセシブルデザインを取り扱う作業部会）において、高齢者・障害者配慮設計指針（アクセシブルデザイン）の国際規格を作成及び新規テーマの提案を行う。
規格作成に加えて、関連する国際委員会の運営を、国際障害者団体（IDA）等に協力を求めながら行う。(受)

(2) 関連機関実施の高齢者・障害者配慮設計指針規格作成及び調査研究に関する協力

平成24年度は、高齢者・障害者配慮設計指針（アクセシブルデザイン）関係する調査・研究並びに規格作成をおこなっている機関と連携をし、アクセシブルデザインの標準化推進への協力をを行う。(自)

3. 共用品・共用サービスに関する普及及び啓発

開発・販売・市場化された共用品・共用サービス・共用システムを、広く普及させるため、データベース、展示会、講座、市場規模調査、国際連携等、23年度までに実践してきた事項を元に行う。

(1) 共用品普及のための共用品データベース維持・作成・発展

平成24年度は、23年度までに行ってきた共用品のデータベースの試行を基に、障害のある人を含む多くの消費者が、的確な共用品を選択できる仕組みを構築するため、実践的な作業を実施し、主だった共用品の配慮点に関する紹介するパンフレットを作成する。(自)

(2) 共用品・共用サービス展示会の実施

平成24年度は、平成22年度に作成した「高齢者・障害者配慮の展示会ガイド」を、活用してくれる展示会主催者に協力し、展示会における高齢者・障害者配慮の実践を行う。また、共用品の展示に関しては、自主事業、受託事業（国内外）、両方の展示を実施し、より多くの人たちに共用品及び共用品の考え方の普及を行う。

(3) 共用品・共用サービスに関する講座の実施

平成24年度は、平成23年度までに実施してきた共用品・共用サービスに関する講座に関して対象ごと（企業、業界団体（アクセシブルデザイン推進協議会＝ADC）、一般市民、就学前の子供～大学院生、等）に、伝える事項（コンテンツ）、視覚的ツール（共用品のサンプル、PPT、ビデオ等）、配布資料等を用意し、自主並びに受託の講座を実施する。(自・受託)

(4) 施設における共用サービス・共用品の普及・啓発

平成24年度は、平成23年度までに実施してきた施設における共用サービスの普及事業を、国際イベント、国内施設等で実施する。(自・受託)

(5) アジア関連機関、高齢者・障害者配慮調査及び関連機関との協議

平成24年度は、アジア各国で共用品推進機構のような組織の設立を目指している機関への協力を行う。(自)

(6) 共用品・共用サービスに関する情報の収集及び提供

本財団の活動や収集した関係情報を掲載した機関誌、電子メール、ウェブサイトなどで情報を継続的に提供する。

平成24年度は、共用品・共用サービス及び機構に関する情報提供について、内容、体裁、発行頻度を再検討し、より効果的な形で発行する。また、電子メールにより、定期的に、共用品・共用サービスに関する記事を個人・法人賛助会員に配信する。電子メールで配信後、ウェブサイトでも見られるようにする作業を継続して行う。

配信した情報は、項目ごとに整理し今後の共用品・共用サービスに関するあるべき姿を検討するために分析を行い、各委員会等の資料とする。また、ウェブサイトにも共用品推進機構の活動、共用品情報を掲載し、広く活動を知らせる。(自)

4. その他

(1) 理事会・評議員会

理事会・評議員会を基本的には各2回開催する。

(2) 賛助会員

平成23年度の法人賛助会員は51社(平成24年3月1日現在)を、平成24年度は70社になるようにする。

個人賛助会員は90人(平成24年3月1日現在)を、100人になるようにする。

【公表方法】

1～4の事業の成果については、印刷物の作成、頒布、電子メールやウェブサイトでの情報公開、またはセミナーの開催等を行い、広く社会一般に公表する。

【財源】

いずれも、基本財産運用益、賛助会費、事業収益、補助金を財源とする。